

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

10期

都電にタクシーで研修所通い —日本型法曹一元の揺籃時代—



会員 大石 忠生 (10期)

私が司法修習生であったのは、もう半世紀以上も前のことになる。しかし、紀尾井町庁舎の講堂における入所式、前期、後期併せて8ヶ月の寮生活、1年4ヶ月の実務修習（大阪）のあれこれは、今もかなり鮮明に浮かび上がる。

修習生ワルツというのがあった。「都電にタクシーで研修所通い 記録に重たい古靴 出さなきゃよかった 判決起案 これが苦勞の初めでしょうか…」これを、芸者ワルツのメロディで歌うのである。当時、文京区指ヶ谷町に司法研修所の小石川分室（指ヶ谷寮）があり、白山二丁目から都電等を使って四谷に出て、紀尾井町に通った。昭和31年という東京一極化は今ほどでなく、未だ住宅難の時代であったから、10期生二百四十数名のうち半数ぐらいが寮に入っていたのではないか。

当時の修習生の中には第二次大戦の軍役や、シベリヤでの抑留を経験した人もいた。修習生の誰もが敗戦後の日本社会の変動を、少年期、青年期において何らかの形で体験していた。戦後10年を経て、司法研修所という法曹三者一元の教育体制がようやく軌道に載ったところであった。所長は、商法学者としても名高かった松田二郎判事。後から振り返ると、司法研修所の教官により欧米の法曹養成制度が精力的に紹介された時期であったが、各科の教官方の講義内容は、教官個々の実務体験に基づくかなり個性的なものであったと思う。

私の実務修習地は大阪であった。私は修習半ばごろまで志望が定まらないまま実務修習に臨んだ。検察

修習における取調べ修習では、被疑者への直接発問による取調べや、警察との連絡、決裁官への説明などをさせてもらい、その経験は後年に至っても記憶に残るものとなった。

弁護修習は、大阪の色川幸太郎弁護士（後に最高裁判事）の指導を受けた。日刊大新聞の法律相談の回答を起案させられ、毎回原形をとどめないように直されたが、一方、会費千円の“千円会”という知名人との飲み会にも同伴出席させてもらい、一人前に扱ってもらった。

裁判所の民事、刑事の修習が最後の8ヶ月であったことが、裁判官任官の大きな要因になったと思う。

後期修習も小石川分室（寮）に入ったが、自分の勉強不足が気になって、前期のようなのんびりした気分になれなかった。「お酒をあきらめ起案の夜は 開いて涙の判例集 隣も泣いてる分厚い記録 実務の苦勞が身に染みるのよ…」修習生ワルツ2番である。

修習終了後五十余年となると、既に物故者も多いが、元気な連中も多々いる。各地のクラス（4組）仲間と連絡を取り合って、毎年のように全国各地をめぐる旅行会をしている。集まって酒を酌み交わすと五十年前の気分に戻る。最近まで、中津晴弘会員、倉地康孝会員、海老原元彦弁護士（一弁）、田宮甫弁護士（二弁）ら在京同期の仲間ゴルフ会もやっていた。

判、検、弁が同根で、法の支配と社会正義という共通理念を持つ日本型法曹一元は、われわれの修習時代を含め、戦後間もなくから70年に渉る年月をかけて培われたと思う。